

8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には、阪神尼崎駅及び出屋敷駅が立地するとともに、両駅を起点として多くのバス路線が運行されている。特に、阪神尼崎駅は大阪・梅田と神戸・三宮、姫路を結ぶ特急の停車駅であるとともに、当駅を起点として市内の各方面や周辺都市へのバス路線が運行されており、広域を対象とした交通拠点となっている。しかしながら、これら公共交通機関の利用者は総じて減少傾向にあり、その減少率は、本市全域の公共交通機関と比較しても高くなっている。平成21年春には、阪神なんば線（阪神電鉄西大阪線の延伸）の開通により、阪神尼崎駅は、大阪・難波や奈良とも直結するさらなる広域交通拠点となることから、居住者の利便性の向上だけでなく、来街者のアクセス性の向上を図り、中心市街地のにぎわいの創出につなげることが求められる。

一方、中心市街地には多くの事業所が集積しているが、近年、その総数は減少傾向にあり、就業の場としての機能低下が懸念されることから、交通利便性が高いといったことなどの中心市街地の立地特性を活かし、企業の活動環境の向上を図ることが求められる。また、中心市街地には、商工会議所や中小企業センターが立地しており、当該施設を中心とした企業支援を今後も継続して行っていくこととしている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

上記の課題を踏まえ、尼崎市の中心市街地活性化の目標である「「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成」及び「地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成」を達成するためには、以下の観点に立った公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進が必要である。

公共交通機関の利便性の向上

企業の活動環境の整備（産業技術の伝承、企業経営にかかるソフト支援等）

新規創業・起業支援

(3) フォローアップの考え方

計画期間の中間及び最終年度に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 阪神西大阪線延伸事業に伴う尼崎駅等改良工事 事業内容 阪神尼崎駅等改良工事 実施時期 平成 13～20年度	神戸高速鉄道(株)	西大阪線の難波延伸により、近鉄電車との相互直通運転を行うため、阪神尼崎駅等の改良工事を実施(ホームの新設・延伸、改札口、高架橋の新設等)するものであり、地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成や「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成及び商業活性化の推進による魅力あふれる中心市街地の形成に必要な事業である。	国(幹線鉄道等活性化事業費補助) 兵庫県(阪神西大阪線幹線鉄道等活性化事業) (平成 13～20年度)	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 市バス運行ダイヤの改善 事業内容 利用者の利便性向上を図る市バス運行ダイヤの改善 実施時期 平成 20～29年度	公共交通事業者	街区の開発、人口動態、乗客流動等の状況に則したダイヤの検討・改善を行い、利用者の利便向上を図ることにより、地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成や「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成及び商業活性化の推進による魅力あふれる中心市街地の形成に必要な事業である。	単独事業	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 ビジネスモデル連携構築事業</p> <p>事業内容 企業との連携による新たなビジネスモデルの構築を図る。</p> <p>実施時期 平成 20 年度～</p>	<p>(株)ティ ・エ ム・オー 尼崎</p>	<p>市内企業(サービス型産業・製造業・物流業等)との連携したビジネスモデルを構築することで、新たなビジネス機会の創出が図られるとともに企業の活動環境が向上し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 尼崎市中小企業融資制度(起業支援資金他)</p> <p>事業内容 起業家への融資支援</p> <p>実施時期 平成 13 年度～</p>	<p>尼崎市</p>	<p>市内で、技術や経験、法的資格、特許等を活用して起業をしようとする人に対して、融資支援を行うものであり、起業を支援し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 商工会議所ビジネスセンター機能の推進</p> <p>事業内容 商工会議所の建替えに伴い、企業間交流の促進及び起業支援策の充実・強化を図る。</p> <p>実施時期 平成 19 年度～</p>	<p>尼崎商工会議所</p>	<p>商工会議所の建替えに伴い、地域経済交流センターを併設し、セミナーの開催や相談業務、交流会などの一層の充実を図り、ビジネスセンターとしての総合的機能強化を図るものであり、起業を支援し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>  <p>尼崎商工会議所新社屋</p>		
<p>事業名 創業人材育成事業(創業塾)</p> <p>事業内容 事業開始の心構えや資金調達等の指導など新規創業・起業支援</p> <p>実施時期 平成 15 年度～</p>	<p>尼崎商工会議所</p>	<p>新規創業・起業を考えている方を対象に、事業を開始するための心構え、ビジネスプラン作成のポイント、資金調達等の指導を行うとともに、創業のための実践的な知識や能力を養成するためのセミナーを実施するものであり、起業を支援し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 創業人材育成事業（経営革新塾）</p> <p>事業内容 経営環境分析、事業戦略構築などの新規創業・企業支援</p> <p>実施時期 平成 16 年度～</p>	<p>尼崎商工会議所</p>	<p>新事業展開等を目指す方を対象に、経営環境分析、事業戦略構築など、経営革新に必要な実践的内容を習得してもらうものであり、起業を支援し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 ITサポート事業</p> <p>事業内容 ホームページ作成支援及びインターネット接続サービスの実施</p> <p>実施時期 平成 13 年度～</p>	<p>尼崎商工会議所</p>	<p>ホームページ作成支援及びインターネット接続サービスを行うものであり、企業の活動環境を向し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 尼崎産業フェアの実施</p> <p>事業内容 中小企業の取引機会の拡大や技術交流の促進など尼崎の産業を広くアピールする事業</p> <p>実施時期 昭和 57 年度～</p>	<p>産業フェア実行委員会</p>	<p>市内中小企業の取引機会の拡大、技術交流の促進のほか、時代を担う世代の「ものづくり」の関心を高め、尼崎産業を広くアピールするものであり、企業の活動環境を向上し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 経営革新支援 アドバイザー センター事業 事業内容 相談事業、ア ドバイザー派 遣等による企 業の事業拡大 活動支援 実施時期 平成 18 年度</p>	<p>尼崎商工 会議所</p>	<p>既存の中小企業の経営改善及び新規分野への進出などの事業拡大を支援するため、相談事業、アドバイザー派遣等を実施するものであり、企業の活動環境を向上し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 「ザ・ビジネス モール」への参画 事業内容 企業データベ ース事業に参 画し、販路拡 大を図る。 実施時期 平成 11 年度 ~</p>	<p>近畿商工 会議所連 合会</p>	<p>近畿商工会議所連合会が運営している企業データベース「ザ・ビジネスモール」事業に参画し、販路拡大に寄与するものであり、企業の活動環境を向上し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>	<p>近畿商工会議 所連合会との 提携事業</p>	
<p>事業名 中小企業等 CSR 支援事業 事業内容 企業の社会的 活動を支援す る仕組みを構 築 実施時期 平成 20 年度 ~</p>	<p>(株)ティ ・・エ ム・オー ニ崎 尼崎商工 会議所</p>	<p>中小企業等は大企業と比較し、人的かつ資金的な要因から単独で社会活動を実施することが困難な状況にある。そうした中、中心市街地の活性化を推進するまちづくり機関である(株)ティ・・エム・オーニ崎が主体となり、街ぐるみで企業の社会的活動を支援する仕組みを構築することにより参画企業のブランド力及びイメージが向上し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 新規開業医支援事業</p> <p>事業内容 市内医療機関等と連携し、新規開業予定者を支援</p> <p>実施時期 検討会議：平成 20 年度 事業実施：平成 21 年度</p>	<p>(株)ティム・オーニ崎</p> <p>ニ崎商工会議所</p>	<p>中心市街地近隣に立地する市内医療機関等と連携し、市街地内における新規開業予定者に対し、物件仲介・資金相談・開業計画といった支援を行う。高齢化の進展が著しい当該地域の実情から、医療産業の集積を図ることにより、地域住民への生活サービスの向上とともに、民間投資の促進が図られ、「ものづくりのまち・ニ崎」の産業活力を育む中心市街地の形成及び商業活性化の推進による魅力あふれる中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 取引拡大商談会実施事業</p> <p>事業内容 企業間の取引拡大向上事業</p> <p>実施時期 平成 17 年度～</p>	<p>ニ崎商工会議所</p> <p>(協)ニ崎工業会</p> <p>ニ崎市</p>	<p>ニ崎市の多種・多業の製造業が集積している地域メリットを活かし、企業間における新たな取引機会の拡大を目的とし、企業発展に寄与するものであり、「ものづくりのまち・ニ崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>	単独事業	
<p>事業名 産業人材育成プログラム実践事業</p> <p>事業内容 人材育成プログラムの策定等により、産業人材の育成を図る。</p> <p>実施時期 検討会議：平成 20 年度～ 事業実施：平成 21 年度～</p>	<p>ニ崎商工会議所</p> <p>(株)ティム・オーニ崎</p>	<p>大学等の専門的教育機関との連携のもと、市内企業のニーズに対応した人材を育成するプログラムを策定し、中長期的な視点に立ち、計画的に産業人材を育成することにより、産業都市・ニ崎の都心としての拠点性を向上させることを目的とし、地域の中小企業の経営支援ひいては地域経済の活性化に寄与するものであり、「ものづくりのまち・ニ崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 尼崎産業製品の常設展示 事業内容 常設展示による市内企業の製品及び事業紹介 実施時期 昭和 57 年度～</p>	<p>(財)尼崎 地域・産業活性化 機構</p>	<p>尼崎市中小企業センターの常設展示コーナーで市内企業の製品及び事業を紹介し、市内企業とその製品や事業への関心を高めるもので、取引の拡大や尼崎産業をアピールし、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 経営塾開催事業 事業内容 企業の後継者育成支援 実施時期 平成 18 年度～</p>	<p>(財)尼崎 地域・産業活性化 機構</p>	<p>事業の円滑な承継を行なうため、後継者育成を図るもので、持続性のある企業の健全な経営を支援し、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 都心ビジネス機能強化支援事業 事業内容 中心市街地への事業所の立地誘導・支援 実施時期 平成 21 年度～</p>	<p>尼崎商工会議所 (株)ティー・エム・オー ニ崎</p>	<p>商工会議所や(株)ティー・エム・オーニ崎が、NPO法人等との連携のもと、不動産や融資等の企業経営に関する情報を一元的に管理・発信する機能の整備、オフィス賃借料の支援や経営相談といった各種補助制度の利用に関する相談体制等の構築、及び各種事業者のニーズに対応した高度産業人材等の紹介等、中心市街地への立地誘導の推進を図るための総合的な支援制度を構築する事業であり、「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成に必要な事業である。</p>		

